

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	建設政策課	整理番号	1-1
許認可等の種類	建設業の許可			
根拠法令条例等・条項	建設業法第3条第1項			
許認可等の概要	建設業の営業の許可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】建設業法第七条(特定建設業の許可は第十五条)</p> <p>第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>一 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合すること。</p> <p>二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。</p> <p>イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。第二十六条の七第一項第二号ロにおいて同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。同号ロにおいて同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。同号ロにおいて同じ。)を卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの</p> <p>ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し十年以上実務の経験を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者</p> <p>三 法人である場合においては当該法人又はその役員等若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に關して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。</p> <p>四 請負契約(第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に係るものを除く。)を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	45日 30日(更新)			
期間の制定根拠	<p>1 建設業法施行規則第5条の規定により更新手続きに要する日数として30日間程度要する。</p> <p>2 他都道府県の照会を行い、新規申請に係る処理日数として審査に平均45日間程度要する。</p> <p>以上を根拠に制定</p>			